

平成26年度 第6回

北九州市高齢者支援と介護の質の向上推進会議

介護保険に関する会議

2 議 題

(1) 第6期介護保険料について



# 本市における第6期介護保険料について

## 1. 第6期介護保険事業計画における事業費の見込み

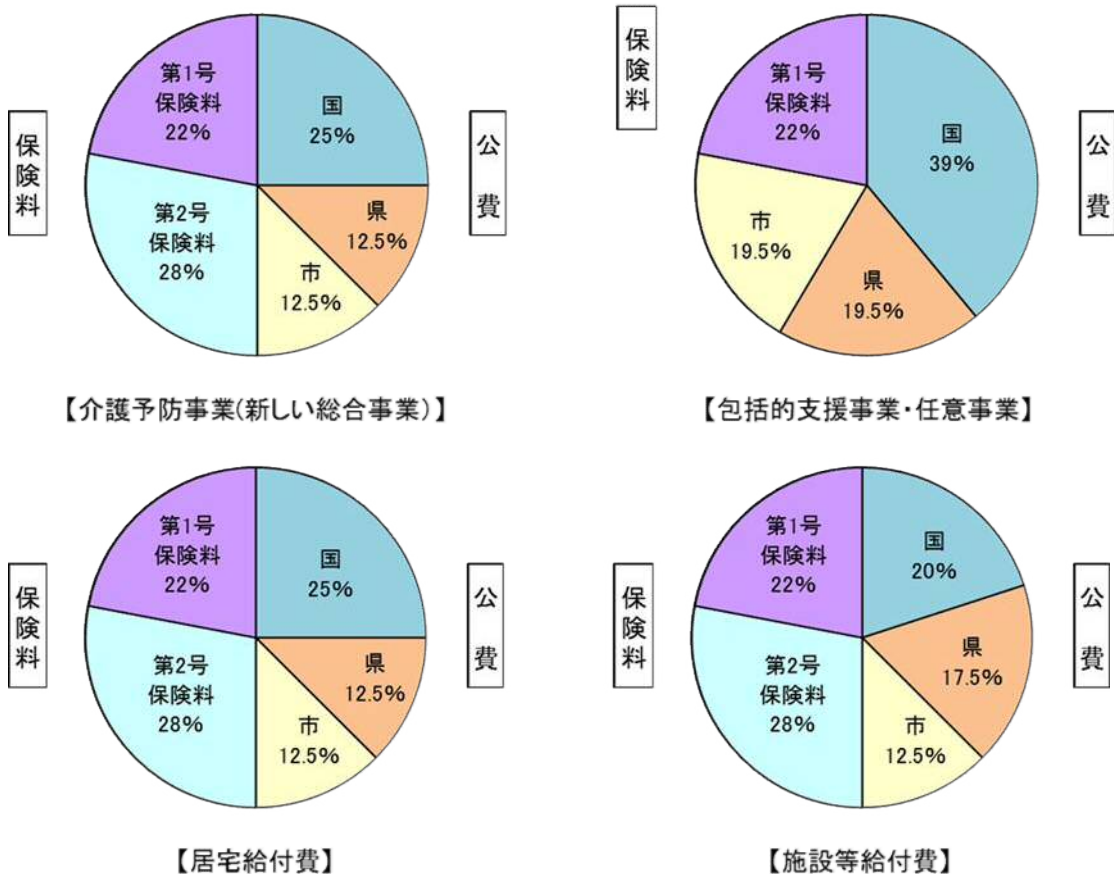
介護サービスの利用見込み等を基に第6期介護保険事業計画（平成27～29年度）における事業費を算定した結果、「保険給付費」が約2,581億円、「地域支援事業費」が約132億円、合計で約2,713億円と見込んでいます。

費用区分	27年度	28年度	29年度	合計
<b>保険給付費</b>	<b>838億</b>	<b>857億</b>	<b>886億</b>	<b>2,581億</b>
<b>地域支援事業費</b>	<b>20億</b>	<b>47億</b>	<b>65億</b>	<b>132億</b>
介護予防事業 (介護予防・日常生活支援総合事業)	5億	27億	44億	76億
包括的支援事業・任意事業	15億	20億	21億	56億
<b>合計</b>	<b>858億</b>	<b>904億</b>	<b>951億</b>	<b>2,713億</b>

## 2. 保険給付費等の負担割合

介護サービスにかかる費用は、利用者負担分を除いて「保険料」と「公費（税金）」で賄われています。

このうち、第1号被保険者（65歳以上）が負担する割合は、第2号被保険者（40～64歳）との人口比により、平成27年度からは22%（第5期は21%）となります。



### 3. 第6期介護保険料について

#### (1) 保険料段階の設定について

国の示した保険料の「標準段階（9段階）」を踏まえつつ、より負担能力に応じたものとなるよう保険料段階を設定します。

#### <保険料段階の変更内容>

##### ① 第1段階と第2段階の統合（国の標準段階に応じた変更）

第5期における「第1段階」と「第2段階」を統合し、「第1段階」とします。統合後の「第1段階」の保険料率（基準額に対する割合）は0.5とします。

第5期		➔	第6期	
保険料段階	保険料率		保険料段階	保険料率
第1段階	0.5		第1段階	0.5
第2段階	0.6			

##### ② 第7段階の新設（負担能力に応じた多段階化）

第5期における「第5段階」と「第6段階」の階層に、新たに段階を設定します。保険料率（基準額に対する割合）は1.2とします。

第5期		➔	第6期	
保険料段階	保険料率		保険料段階	保険料率
第5段階	1.15		第6段階 (旧第5段階)	1.15
第6段階	1.25		<b>第7段階</b>	<b>1.2</b>
		第8段階 (旧第6段階)	1.25	

#### ※ 「保険料の公費軽減」の部分実施

予定されていた消費税率10%への引き上げが延期されたことに伴い、平成27年4月からの「(消費税による)保険料の公費軽減」は、特に所得の低い方(第1段階)を対象に部分的な実施となりました。

そのため、第2段階(旧特例第3段階)の保険料率を、国の標準段階に合わせて「0.7」から「0.75」に変更すると負担が大幅に増えることから、第5期と同様の「0.7」に据え置きます。 ※詳細は別紙

	第5期(本市)	当初案	部分実施案	第6期
第1段階	基準額×0.5	0.5→0.3	0.5→0.45	0.45
第2段階	基準額×0.6		0.75(軽減なし)	0.7
特例第3段階	基準額× <u>0.7</u>	0.75→0.5	0.75(軽減なし)	
第3段階	基準額×0.75	0.75→0.7		0.75

消費税率10%への引き上げが行われる平成29年4月からは、市民税非課税世帯全体を対象として完全実施される見込みです。

## (2) 介護給付準備基金の取り扱い

国の基本的な考え方として、第5期までの介護保険料の剰余分の積立である「介護給付準備基金」は、第6期に歳入として繰り入れ、第6期介護保険料の上昇抑制に充てることが1つの考え方であり、その適切な取り崩しを検討されたいと示されています。

このことから、本市においても介護保険財政の運営上必要な金額を残したうえで、介護給付準備基金を活用し、保険料の上昇抑制を図ります。

### 《第6期における「介護給付準備基金」の活用について》

第6期の活用額：約32億円

※ 保険料（基準額）の引き下げ効果：約350円

(参考) 第5期の活用額：約25億円（財政安定化基金交付金を含む）

※ 保険料（基準額）の引き下げ効果：293円

## (3) 公費による低所得者の保険料軽減について

介護保険法の改正により、消費税による公費（税金）を投入して、低所得者の保険料を軽減することとなっています。本市においても、国の制度改正を踏まえ対応します。

## (4) 介護報酬の改定について

平成27年度からの介護報酬の改定については、平成27年2月6日の「社会保障審議会介護給付費分科会」において、全体で「2.27%」の引き下げとする介護報酬の改定案が了承されたところです。本市の第6期介護保険料は、これらも踏まえて算定します。

## 4. 第6期介護保険料の算定

### (1) 第6期介護保険料（基準額）の算定方法（粗い算定式）

$$\frac{3 \text{ 年間の保険給付費・地域支援事業費見込み} \times \text{第1号被保険者の負担割合}(22\%) - \text{介護給付準備基金}}{\text{負担割合で補正した3年間の第1号被保険者数}} \div 12 \text{ 月}$$

### (2) 第1号被保険者の第6期介護保険料（基準額）



### (3) 第6期介護保険料の保険料段階の設定

#### 第6期介護保険料の設定イメージ

第1段階の保険料額については、消費税の増税分を財源とした「公費」により、更に保険料を軽減。  
(保険料率は予定)

		第1段階	第2段階	第3段階	第4段階	第5段階	第6段階	第7段階	第8段階	第9段階	第10段階	第11段階	第12段階
保険料率 ※カッコ内は公費軽減後		0.5(0.45)	0.7	0.75	0.9	1.0	1.15	1.2	1.25	1.5	1.75	2.0	2.1
対象範囲	生活保護受給者等	本人が市民税非課税					本人が市民税課税						
		世帯全員が市民税非課税			世帯の中に市民税課税者がいる								
	年金収入等80万円以下	年金収入等80万円超120万円以下	年金収入等120万円超	年金収入等80万円以下	年金収入等80万円超	合計所得金額120万円未満	合計所得金額120万円以上160万円未満	合計所得金額160万円以上190万円未満	合計所得金額190万円以上300万円未満	合計所得金額300万円以上400万円未満	合計所得金額400万円以上600万円未満	合計所得金額600万円以上	
第6期保険料(月額)	約2,570 ※ 公費軽減後	3,990	約4,280	5,130	5,700	約6,560	6,840	約7,130	8,550	約9,980	11,400	11,970	

【 第1号被保険者の第6期介護保険料（平成27～29年度） 】

段階	料率	対象	保険料額 年額(月額)
第1段階	基準額×0.5	生活保護受給者等（※1） 老齢福祉年金受給者で市民税世帯 非課税の人	34,200円 (2,850円)
	《公費軽減により▲0.05》 基準額×0.45	世帯全員が市民税非課税で合計所得 金額と課税年金収入額の合計が 80万円以下の人（※2）	《公費軽減後》 30,780円 (約2,570円)
第2段階	基準額×0.7	世帯全員が市民税非課税で合計所得 金額と課税年金収入額の合計が 80万円超 120万円以下の人 （※2）	47,880円 (3,990円)
第3段階	基準額×0.75	世帯全員が市民税非課税で合計所得 金額と課税年金収入額の合計が 120万円超の人（※2）	51,300円 (約4,280円)
第4段階	基準額×0.9	本人が市民税非課税の人（世帯の中 に課税者がいる場合）で合計所得金 額と課税年金収入額の合計が 80万円以下（※2）	61,560円 (5,130円)
第5段階	基準額	本人が市民税非課税の人（世帯の中 に課税者がいる場合）で合計所得金 額と課税年金収入額の合計が 80万円超（※2）	68,400円 (5,700円)
第6段階	基準額×1.15	本人が市民税課税で合計所得金額 が120万円未満の人	78,660円 (約6,560円)
第7段階 (新設)	基準額×1.2	本人が市民税課税で合計所得金額 が120万円以上 160万円未満 の人	82,080円 (6,840円)
第8段階	基準額×1.25	本人が市民税課税で合計所得金額 が160万円以上 190万円未満 の人	85,500円 (約7,130円)
第9段階	基準額×1.5	本人が市民税課税で合計所得金額 が190万円以上 300万円未満 の人	102,600円 (8,550円)
第10段階	基準額×1.75	本人が市民税課税で合計所得金額 が300万円以上 400万円未満 の人	119,700円 (約9,980円)
第11段階	基準額×2.0	本人が市民税課税で合計所得金額 が400万円以上 600万円未満 の人	136,800円 (11,400円)
第12段階	基準額×2.1	本人が市民税課税で合計所得金額 が600万円以上の人	143,640円 (11,970円)

上記の合計所得金額には、土地・建物等の譲渡所得の金額（特別控除前の金額）や株式等の譲渡所得等の金額（繰越控除等の適用前金額）等を含む。

※1 「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」による支援給付を受けている人を含む。

※2 課税年金収入額とは、国民年金、厚生年金等（障害年金、遺族年金は除く）の公的年金等控除前の総支払額。





## 「公費による保険料軽減」の部分実施の対応について

### 1 概 要

- 介護保険法の改正により、平成27年4月から、消費税による公費を投入して低所得者（市民税世帯非課税の方）の保険料を軽減することとしていたが、消費税率10%への引上げが延期されたことに伴い、特に所得が低い方（第1段階のみ）を対象に部分的な実施となった。

### 2 対応策

	保険料段階のイメージ	保険料額等							
<b>第5期保険料</b> <b>【基準額 5,270 円】</b>		3,690 円 （特例3段階）							
<b>公費による軽減</b>	<b>○当初案</b> <table border="1" style="margin: 5px auto;"> <tr><td>第1段階</td><td>0.5→0.3</td></tr> <tr><td>第2段階</td><td>0.75→0.5</td></tr> <tr><td>第3段階</td><td>0.75→0.7</td></tr> </table>	第1段階	0.5→0.3	第2段階	0.75→0.5	第3段階	0.75→0.7		軽減を踏まえ、第2段階の料率を0.75に引上げ <b>【当初案による保険料】</b> 2,850 円 （▲840 円）
	第1段階	0.5→0.3							
第2段階	0.75→0.5								
第3段階	0.75→0.7								
<b>○部分的な実施</b> <table border="1" style="margin: 5px auto;"> <tr><td>第1段階</td><td>0.5→0.45</td></tr> <tr><td>第2段階</td><td>0.75</td></tr> <tr><td>第3段階</td><td>（軽減なし）</td></tr> </table>	第1段階	0.5→0.45	第2段階	0.75	第3段階	（軽減なし）		部分実施のため、国の料率通りにすると、第2段階の保険料が大幅に上昇 <b>【部分実施による保険料】</b> 4,275 円 （+585 円）	
第1段階	0.5→0.45								
第2段階	0.75								
第3段階	（軽減なし）								
<b>第6期保険料（案）</b> <b>【基準額 5,700 円】</b>		第2段階の料率を、第5期と同じ0.7に据え置き 3,990 円 （+300 円）							

※ 消費税率10%への引上げが行われる平成29年4月からは、市民税非課税世帯全体を対象として、完全実施の予定